

# 「石島一件」をめぐる幕府の審問過程

—元禄二年訴訟の場合—

大森映子

はじめに

「石島一件」とは、元禄年間（一六八八—一七〇四）に二度にわたって幕府の評定所に提訴された瀬戸内海の小島、石島の帰属をめぐる争論である。紛争の当事者は、讃岐国直島幕領と備前国岡山藩領の領民であり、石島における山利用と周辺漁場の操業権をめぐる対立の中で、前者が石島全島をすべて直島領であると主張したのに対し、後者は石島の山嶺を境界として南は直島幕領、北は岡山藩領に属すると反論したのである。

この石島をめぐる問題は、いわゆる「支配違い」の争論であり<sup>(1)</sup>、当事者間での和談が成立しないままに、元禄二年に直島側から江戸の幕府評定所に提訴され、この時の裁許では直島の主張通り全島を讃岐国内とする判断が示された。しかし、後にこれを不服とする岡山側によつて、再び江戸訴訟に持ち込まれた石島問題は、結果的に同十五年（一七〇二）、前回の裁許が覆されて石島の中央に国境線（現在の岡山・香川県境）が引かれる形で決着するという経緯を辿つたの

であつた。かつて筆者は、この間の争論の経過、とくに幕府を裁定者とする支配違ひの民事訴訟において、直接介在できない立場におかれていた領主側の対応のあり方について検討したことがある。<sup>(2)</sup> そして、自らの領有地域に関わる争論でありながら、訴訟当事者はあくまでも領民同士という形で争われた当時の民事訴訟において、藩権力がいかなる対応をしていったのかという点を具体的に検証し、あわせてその介在のあり方が争論の趨勢を左右しうる問題であつたことを指摘した。しかし前稿では、むしろ二度目の訴訟に至る過程に注目し、その間の藩の政治的な動向を中心に分析をすすめたために、第一回目の訴訟については、再訴の前提としての問題を取り上げるにとどまつてしまつた。

そこで本稿では、むしろ第一回目の元禄二年段階の訴訟に焦点をあて、当該時の幕府審問の実態を明らかにするとともに、支配違ひの争論をめぐる藩の対応のあり方について、第二回目の状況と対比させながら分析を試みてみたい。幸い、岡山藩池田家の藩政史料の中には多数の一件関係史料が残されており<sup>(3)</sup>、また宮川満氏も、その著書の中で、これらの史料と直島側史料の双方を利用して分析を行なっている。<sup>(4)</sup> これらを参考させていただきながら、とくに第一回目の訴訟をめぐる幕府の審問の具体的な状況と藩の動きに注目しつつ、検討をすすめていくこととする。

## 第一章 幕府提訴までの経過

(1)

はじめに、「石島一件」の経緯を簡単に振り返っておきたい。宮川氏も指摘されている通り、もともとこの石島周辺の海域は、岡山の地先のすぐ間際にまで大小の直島諸島が迫つてきている場所であり、漁場をめぐる争論の頻発地帯であつた。幕初においても岡山・直島間での争論があつたが<sup>(5)</sup>、さらに寛文年間（一六六一～七三）に至ると、再びこの海域をめ

ぐる紛争が繰り返されるようになつてゐる。しかしこの段階では、幕府代官や岡山藩役人らの扱いによつて一応和談が成立し、不満の火種を残しながらも辛うじて幕府への提訴は回避されていたのであつた。<sup>(6)</sup>

一方、石島そのものをめぐる争論の発端は、貞享三年（一六八六）石島山の南側を請山として柴草採取を行つてゐた岡山藩の児嶋郡番田村と直島との間で起つた請銀納入に関する紛争であつた。しかし両者の間で折衝を重ねるうちに、新たに浮上してきたのが石島の帰属問題であり、岡山側は島の北半を領内の児嶋郡「胸上村へ付」くものと主張し、全島を自領とする直島側と対立したのである。<sup>(7)</sup> そして元禄元年（一六八八）の「中藻洲」漁場をめぐる直島と胸上村との間の争論は、この石島の帰属問題とも絡んで、双方とも歩み寄りの余地もなく、全面対決の様相を呈していつたのであつた。<sup>(8)</sup>

この島と獵場の紛争をめぐつては、紛争発生段階から、領民同士の談合や、岡山藩の郡奉行と直島所管の幕府代官後藤重貞を含めた交渉がいく度となく繰り返され、和解への道が模索され続けていた。しかし、もともと藩や代官には国境争論を裁く権限はなく、这一件が国境の裁定を求めるものである以上は、江戸訴訟とならざるをえない性格の紛争であつた。<sup>(9)</sup> それでも藩や代官としては、何とかこの問題を表沙汰にせぬまま内済に持ち込みたいという思惑であつたらしく、代官が藩側の役人と面談した折にも「何とそ下にて埒明申様に仕候へかしと存候、少之島之儀ヲ申上、埒明不申候ハ、江戸へ罷下にて可有之候、左候へハ双方共百姓共大キ成痛ニ成申候、五年七年ニハ其痛直り申間敷候、（中略）何とそ肝煎、双方合点いたし候様ニ頼入候（傍点及び括弧内筆者、以下同様）」と申し入れており、終始一貫して当事者間での解決を求めていたのである。さりとて、国境問題をうやむやにしたまま、しかも双方が合意できるような妥協案は望むべくもなかつたわけであり、このような膠着状態におかれた領民たちは、いざれも江戸への提訴と早期決着を切望するようになつていつた。そのような中で元禄二年、京都にいた後藤代官は岡山藩に対し、「児嶋之百姓被召連（中略）御

上り被成候ハ、此方も直嶋百姓呼上せ、互ニ承、御相談も可致候」とあるように、自ら下で両者を対決させることを提案し、まず現地で岡山藩の郡奉行や幕府代官の手代らの立会いの下に論所見分を行わせ、あわせて立会い絵図を作成させるなど<sup>(13)</sup>、内済に向けての本格的な動きを開始したかに見えた。しかしこれは、実は「内証ニテ難埒明儀ニ御座候ハ、早々直嶋ノ百姓江戸江差下申度候」とあるように、もし京都での調停が不調に終れば、直ちに江戸へ出訴するという最後の内済努力であり、この段階ではすでに代官側も岡山藩側も、幕府評定所への提訴は避けられぬものと判断していたのであつた。<sup>(15)</sup>

## (2)

このような経緯の上に、岡山藩胸上村と讃岐幕領直島との争論は、元禄二年八月に、直島側から幕府に提訴された。<sup>(12)</sup> 支配違の争論を幕府へ訴える場合、原告側はまず自らの支配領主の許可を取り付けた上で、相手方に出訴の旨を通告し、それから原告側が幕府の所管役所——幕領からの提訴であれば勘定奉行所——へ出訴するのが一般的であつた。そしてその訴えが受理されると、いわゆる「訴状裏書」がなされ、相手方に対し返答書の提出、あるいは双方立会いによる論所絵図の作成などの準備と、評定所に出廷すべき日時が指示されることになる。<sup>(17)</sup> この「訴状裏書」は、原告側が直接相手側に送付するという手続きをとるのが原則であつて、出廷日については、相手側へ通告するための往復の日数及び書類の作成に要する時間などを考慮して割り出されるのが通例であつた。<sup>(18)</sup>

しかし本件の場合は、すでに五月段階で評定所対決に必要な「立会い絵図」も作成済みであり、また原告と同時に、被告側である岡山藩領民も既に江戸に出府していた。従つて裏書に「如此日安差上候間、致返答書、来ル廿五日、評定所江罷出可対決」とあるように、絵図作成などの指示は含まれず、出廷日についても、裏書日付（八月十六日）からわずかに遅れて江戸に到着する。<sup>(19)</sup>

か十日後の二十五日に設定されたのであつた。

この裏書は、二日後の十八日にはすでに直島側から岡山側に手渡された。そしてこれを受けた岡山領民側は、早速十九日から裏書に署名している三奉行七名の下へ順次赴き、「裏書」請けの報告手続きを完了し、召喚日と定められた八月二十五日に、評定所に出頭したのである。<sup>(21)</sup>

## 第二章 評定所における審問の状況

### (1)

かくして第一回目の召喚日には直島・岡山双方の領民が揃つて出廷したのであつたが、この八月二十五日は、結局何の審議もないまま、次回の出廷予定日を指示されただけで終了し、一件の審理開始は八月二十九日にまで持ち越されている。以後裁許の出される翌年正月二十二日までの間、直島・児嶋双方の領民は都合二十一回評定所に出廷することになるが、宮川氏が指摘されているように、全く詮議が行われないまま次の出廷日を指定されただけの場合もあり、実際に奉行衆の審問を受けたのは、第一表に見る通り八回のみであつた。

さて、評定所における具体的な審問状況であるが、これを史料「直島と胸上村猶場山出入付双方百姓江戸江罷下節万留書」に従つてその経緯を追つてみよう。これは、幕府の評定所に出廷した岡山藩児嶋郡の大庄屋波知村九左衛門らが、藩の郡方吟味役河原左助に提出した報告書をまとめた留帳であり、評定所での詮議の状況や内容などが具体的に綴られている史料である。これをみると当事者である九左衛門らは、幕府の評定所に呼び出されて詮議を受けるという事態に、少なからぬ戸惑いがあつたらしく、例えば初めて評定所に出頭した八月二十五日の段階で、たまたま石見国の幕領・私

第1表 評定所審議の実施日と出座老中

出廷日時	審議の有無	出座老中	A	B
元禄 2. 8.25.	無			
8.29.	○(第1回目)	—	*	(藤丸紋)
9. 6.	○(第2回目)	—	*	(梅鉢紋)
9.14.	○(第3回目)	—	(菊水紋)	(万字紋)
9.22.	○(第4回目)	大久保忠朝	(万字紋)	(梅鉢・下藤・万字紋)
9.25.	無	—		
10. 4.	無	土屋 政直		
10.12.	○(第5回目)	戸田 忠昌	(万字・菊水紋)	(菊水・万字紋)
10.14.	無	—		
10.22.	○(第6回目)	阿部 正武	荻原 重秀	甲斐庄・諸星
11. 4.	○(第7回目)	大久保忠朝	*	荻原 重秀
11.12.	無	戸田 忠昌		
11.23.	○(第8回目)	土屋 政直	*	荻原 重秀 松平 良重
11.25.	無	—		
12. 4.	無	阿部 正武		
12. 6.	無	—		
12.12.	無	大久保忠朝		
12.14.	無	—		
12.22.	無	土屋 政直		
元禄 3.正.12.	無	戸田 忠昌		
正.22.	裁許	大久保忠朝	(沢潟紋)	

A：審問開始時の諸指示

B：審問終了の通告と、次回出廷日時の指示

—は評定所式日でないため、老中の出座なし

\*は担当者不明

(「万留帳」より作成)

領間の山公事に対する審問を白州の控えの場から見聞することになるのだが、それを見学しながら「定て御同然之御聞被為遊様と奉察候、(中略)他国之公事之様子承、弥安堵仕、可申上品相考申候」との感想を、わざわざ報告しているほどであつた。<sup>23)</sup>

審問の手順としては、まず訴状(掛目安)および返答書(請目安)が読み上げられ、ついで双方の代表が人づつ座敷に上がり、絵図を指示しながら言い分を披歴する形で進められ、その後奉行衆よりの審問が開始

されるわけであるが、本件の場合は、おおむね直島庄屋の兵右衛門と児嶋郡の大庄屋波知村九左衛門がそれぞれの代表として、審問への返答や陳述にあたつていた。<sup>(24)</sup>

さて、評定所での審議の状況についてであるが、当時出廷していた岡山領民にとつては、審問開始当初は吟味を担当する奉行衆の区別も容易ではなかつたらしく、宮川氏の指摘にもある通り、八月二十九月の段階では「御歳五十斗梅はちノ御紋御召被為成候御衆様」との注記に見られるように、家紋と外見で判別していた模様である。第二表は、そのような注記をもとに、具体的な発言が記載されている吟味担当奉行を一覧にしたものである。老中については第四回の九月二十二日以降、具体的な姓名記載がみられるものの、その他の吟味担当者を見分けられるようになつたのは、十月二十二日以降、すなわち第六回目の審問から後のことであつた。

無論、この史料は、あくまでも評定の場に立ち会つた岡山領民の記憶と判断に基づいて記載されたものであり、しかも前半の審議における吟味担当者を判別する手がかりは、家紋および外見年齢といつきわめて曖昧な根拠しかない。従つて、これから直ちに評定所の状況を推測するのは些か無理があろうが、それを踏まえた上で、敢えて岡山領民の眼を通した吟味の模様を辿つてみたい。

まず試みに、当時、評定所に出廷していた可能性のある老中および奉行衆の家紋と年齢をあげてみよう。「評定所式日立会相定一座之役人」については、享保六年（一七二二）段階で「寺社奉行・町奉行・御勘定奉行・御勘定吟味役」と規定されているのだが<sup>(25)</sup>、これより前の元禄年間に勘定吟味役の出席が義務づけられていたか否かは不明である。しかし本件後半の審議では、明らかに荻原重秀・諸星忠直という両勘定吟味役が加わつていたことを確認できるので、この二人を加えて作表すると第三表のような結果となる。<sup>(26)</sup> その上で第一、三表を比較してみると、葵紋（寺社奉行本多正永）、鱗型紋（町奉行北条氏平）、菊水紋（町奉行甲斐庄正親）、万字紋（勘定吟味役荻原重秀）については、ほぼ特定できるも

第2表 審問担当奉行の家紋

評定日	家紋	梅	万	下	上	藤	菊	鱗	葵
	鉢紋	字紋	藤紋	藤紋	丸紋	紋	紋	紋	紋
1回目	○	○	○		○				
2	○				○	○	○		
3	○	○	○	○		○		○	
4	○	○	○	○		○	○		○
5	○	○				○	○		

\*「菊水」「立葵」紋は、それぞれ菊紋、葵紋として扱った。  
(「万留帳」より作成)

第3表 評定一座の家紋および年齢（元禄2年8月時点）

役職	人名	家紋	年齢
老中	大久保忠朝(加賀守)	上藤の内大文字	58
	阿部 正武(豊後守)	鷹ノ羽	41
	戸田 忠昌(山城守)	六星	58
	土屋 政直(相模守)	九曜	49
寺社奉行	戸田 忠真(能登守)	六星	39
	本多 正永(紀伊守)	立葵	45
	加藤 明英(佐渡守)	下り藤	38
町奉行	甲斐庄正親(飛騨守)	菊水	?
	北条 氏平(安房守)	三鱗	53
勘定奉行	松平 重良(美濃守)	丸に三矢	41
	稻生 正照(五郎左衛門)	七星	49
勘定吟味役	荻原 重秀(彦次郎)	右万字	32
	諸星 忠直(伝左衛門)	下り藤	64

(『寛政重修諸家譜』より作成)

のと考へてよいであろう。<sup>(28)</sup>もつとも荻原重秀の場合は年齢的にいささか問題があるが、当時、支配違の争論に立会い<sup>(29)</sup>うる幕府役人の中には他に該当者がなく、その家紋からみてもまず間違いないものと考えられる。事実、領民の報告を受けた岡山藩の郡方役人も、この人物を重秀と特定して国元へ申し送ったのであつた。<sup>(30)</sup>

問題は、梅鉢紋の人物と、「藤ノ丸」「上藤」「下藤」という藤紋を使用している役人達である。前者については、当時の吟味担当の役人中には、該当紋を使用する者がいない。しかし、戸田家の家紋である六星紋が、梅鉢紋とほとんど同じ型の五角形であることからすれば、一見しただけで両家紋を判別することは不可能に近いだろう。加えて、家紋が表記されている第五回までの評定日のうち、初めの三回は本来老中出座の式日ではなく、また第四回目は大久保忠朝、第五回目は戸田忠昌の出廷がそれぞれ確認されているので、梅鉢紋の人物は、寺社奉行戸田忠真であつた可能性が高くなる。ただしもう一人留意すべきは、勘定奉行稻生正照である。稻生家の家紋は「七星（七曜）」であつて本来は六角形なのだが、これも比較的類似した形状の紋所であり、事実『武鑑』では、稻生家の紋を「六星」と誤認表記しているほどであった。<sup>(31)</sup>おまけにその紋所も評定所の場において遠眼で確認しているに過ぎないとすれば、稻生家の七星紋を見誤つたといふ可能性も捨て難いであろう。むしろ八月二十九日の第一回審問のはじめには、「御歳五十斗」との注釈があり、加えて評定所の審議開始早々に原告側である直島領民に主張の根拠を聞いたとしていることからすれば、三十九歳の戸田忠真とみるよりも、幕府直轄地を管轄する立場にある四十九歳の勘定奉行稻生正照とみた方が自然かも知れない。しかし、これ以降の審問については特に年齢注記もないため、同一人物なのか、あるいは二名を混在して記しているのか判別する手がかりはなく、いずれにしてもこれ以上の特定は困難であろう。

一方、藤紋に関しては、寺社奉行加藤明英と勘定吟味役諸星忠直がともに「下藤」を家紋とし、また老中の大久保忠朝は「上り藤内大文字」（上り藤丸紋の中央に「大」の文字を描いた紋）を使用している。従つて「上藤」については単に家

紋からのみ考えれば、忠朝ということになろう。たしかに評定所内での様子をみると、九月十四日に「上藤」の人物が論所周辺の小島について確認を求めたところ、これを受けて町奉行北条氏平が確認にあたつたり、あるいは九月二十二日には「上藤ノ丸ノ御紋様より児嶋者よりノ返答書と御意被成候得は、うろこ形之御紋様御讀被成候」とあるように、上藤紋の人物の要請をうけて、鱗形紋の人物が返答書を読み上げているなど、「上藤」は一座の中では比較的格上の扱いを受けているようすに推測されるのである。

ところが、「上藤」の発言が確認できるのは九月十四日と同二十二日の両度であつて、十四日が老中出座の式日でないことはすでに指摘した通りであり、また二十二日には「大久保加賀守」が評定所の上座にあることが記載されているながら、なお後半に「上藤」の発言が記録されている。従つて、これらの点を考えると、むしろ「上藤」は忠朝とは別人として考えた方が無難であろうと思われる。勿論、式日の変更もあり得るわけであり、また二十二日段階では、まだ大久保家の家紋が確認できていなかつた可能性も全く否定はできないだろうが、一ヶ月のうちに一人の老中が二度までも評定所に出座し、同一訴訟に立ち会うのは些か不自然である。そうなると、大久保以外の「藤紋」の奉行衆も視野に入れ必要があるかも知れないが、今のところこれ以上は具体的な根拠もないため、当面この上藤紋に該当する人物については、特定を留保せざるを得ないだろう。<sup>(33)</sup>

次に「下藤」及び「藤丸」の場合であるが、加藤明英・諸星忠直のいずれの発言であるのか、これも見分ける手がかりはほとんどない。わずかに第一回目の審問については、「御歳六十斗」との指摘があるところからみて、六十四歳の忠直である可能性が高く、事実領民の報告を受けた岡山藩の役人も、この時の「下藤丸」紋の人物を勘定吟味役の諸星忠直とみなしているのである。<sup>(34)</sup>しかしこれ以降の評定における「下藤」もしくは「藤丸」については、現時点ではいずれとも判別しがたいところであろう。

このような推論のもとに、評定の場で双方の争論当事者を直接審問しているとおぼしき奉行衆を整理してみると、第四表のようになる。これを見ると、町奉行及び勘定吟味役などに発言の機会が多かつたことを指摘できるのである。では、次にその具体的な発言内容はどのようなものであったのか、同じくこの史料から、各奉行の発言の内容を可能な範囲で追つてみたい。

## (2)

まず、詮議の開始時における訴状・返答書読み上げの指示と双方の申し立ての確認、あるいは詮議終了の告示と次回の出廷日の指定など、いわば審問の開始と終了の手続きを担当している奉行衆を抽出してみると、第一表(A/B)の通りとなる。この史料からすれば、審議開始を毎回のように担当していたのは、「菊水」「万字」紋の両名、すなわち町奉行甲斐庄正親と勘定吟

第4表 評定所における審問担当者一覧

奉行 評定日	出 座 老 中	寺社奉行			町奉行		勘定奉行		勘定吟味役	
		戸田 忠真	本多 正永	加藤 明英	甲斐庄正親	北条 氏平	松平 重良	稻生 正照	萩原 重秀	諸星 忠直
1回目	(一)	・	—	—	・	—	—	○	○	○
2	(一)	・	—	○	・	○	—	—	—	・
3	(一)	・	—	○	・	—	—	—	○	・
4	大久保	・	—	○	○	○	—	—	○	—
5	戸田	・	—	—	○	○	—	—	○	○
6	阿部	—	—	—	○	○	○	—	○	○
7	大久保	○	—	—	○	○	○	—	○	○
8	土屋	—	—	—	○	○	—	—	○	—

記号は以下のように区分した。

○：姓名で記載されているもの

○：家紋で判断したもの

・：家紋の重複により確定できないが、可能性のある場合

—：評定所での発言を確認できなかった場合

なお、1~3回は原則として老中の出座の無い立会日にあたる。

(「万留帳」より作成)

味役荻原重秀であつた。また終了時においてはこの両名に加え、「藤丸」「下藤」「梅鉢」及び諸星忠直、松平重良などの名も見えるが、過半は重秀が担当していた。これは勘定吟味役としての立場からとも考えられるが、通例、このような実務は、とくに「初度公事」においては、初めに訴訟を受け付けた初判奉行が執り行つてゐる事例が多い。<sup>(35)</sup> しかし本件の場合、初判奉行の松平重良（勘定奉行）については、ほとんどその発言も確認できず（第四表参照）、わずかに十一月二十五日（審議なし）の段階で、当日の審問中止と次回の出廷日の指示をしてゐるに過ぎないのである。<sup>(36)</sup> 無論、重良も三奉行の一人として一件の審議には加わつていたであろうが、少なくとも訴訟当事者の方である岡山領民にとつては、甚だ存在感の薄い奉行だつたようである。

次に都合八回の審議を通して、本件の審理に直接関わる実質的な発言をいくつか抽出してみよう。

まず、中藻洲をめぐる漁場問題であるが、初回の段階で当時の漁獵慣行や請負のあり方が問いただされ、早くも奉行衆より「児嶋之海と見へ申候」との見解が示された。ただしこの発言については「御紋しかと得見不申」とあり、人物の特定はできない。<sup>(37)</sup>

具体的な問題としては、まず直島側が証拠として提出した運上手形に対して、これは争論後の手形であつて、証拠たりえないとの指摘がなされた（梅鉢紋、五十歳ほど<sup>(38)</sup>）。ついで双方の主張の論拠として、もつとも注目された寛文十二年段階の争論△「中藻洲」よりも直島に近い「中藻洲之瀬」をめぐる争論△について審議が及ぶが、はじめにその寛文期の争論の仲裁者の確認から始まり（万字紋<sup>(39)</sup>）、ついで、論所の位置関係からみて前回の争論はむしろ直島にとつて不利な証拠であることが指摘され（菊水紋<sup>(40)</sup>）、また岡山の地先の間際までをも支配海域であるという直島側の主張は妥当性を欠き、その境界線は「無理なゆがめ」であるとの感想が漏らされた（菊水紋<sup>(41)</sup>）。これについて岡山側の九左衛門は、度重なる争論の中で、譲歩に譲歩を重ねた結果であると返答しているが、後日の詮議では、論点が寛文十二年の争論に移ることを

懸念してか、すでにこの件は決着済みのはずであるという指摘もなされているのである（稻生正照<sup>42</sup>）。

これに対し、運上猟場という観点からすれば直島の主張にも一理あるという見方が出されたり（下藤紋<sup>43</sup>）、また該当する猟場の確定や、運上に対する岡山領民の見解の確認（鱗形紋<sup>44</sup>）、あるいは反論のための証拠の提出が求められたりした（諸星・荻原<sup>45</sup>）。そもそも漁場争論は、土地をめぐる対立とは異なり明確な境界線を引きにくい問題である上に、操業権や漁業慣行などが複雑かつ重層的に絡み合っていることが多いため、その裁定は容易ではなく、幕府へ提訴された紛争でも在地へ差し戻される場合があつた。<sup>46</sup>しかし本件については、当初より指摘されていた直島側の証拠の薄弱さ——「中藻洲」漁場を直島の運上場の海域として特定できるだけの明確な証拠が提示できなかつたことと（下藤紋<sup>47</sup>）、寛文年間の段階で直島側が今回の論所を明確に「直島分」であると主張していなかつたという過去の経緯——が争論の行方を決定づけることとなり、「是ハ直島ノ者申がよわく御座候と承申候」、すなわち岡山側有利との判断が示されることになる（甲斐庄正親<sup>48</sup>）。

一方、石島山国境争論について、直島側では全島が直島領である証拠として、①延宝年間に幕府の検地受けていること、②検地帳に運上山としての記載があり、現実に運上銀を納入していること、を主張した。これに対し、岡山側は北半領有の根拠として、正保年間（一六四四～四八）作成の国絵図の記載を根拠として主張したが、この件については早くも初回審議の段階で、当該国絵図は境界を証明する論拠とはなりえないとの見解が示された（藤丸紋、諸星忠直カ<sup>49</sup>）。その後も岡山側では繰り返し正保国絵図の正確さを強調するのだが、石島の記載については、もともと備前・讃岐双方の国絵図自体にも相違があり、この点に関しても、正保の国絵図は「諸国より上り候得共、引合吟味仕義無之」ものであり、もともと国境確定の証拠としては限界があることを指摘されたのであつた（万字紋<sup>50</sup>）。また岡山領民は、直島側の検地実施に際して抗議しなかつた経緯を問われ、石島が無田畠・無人の島であり、検地の実施を認知できなかつたと弁明した。

これに対し、検地の見過ごしはやむを得ないとする意見が出される一方（梅鉢紋・万字紋<sup>(51)</sup>）、例えその時点で認知できな  
くとも、少なくとも四年前には確認していたはずであり、その時点で直ちに訴え出なかつたことは、所詮岡山側の「お  
くれたる断」であるとの判断も示されたのであつた（藤丸紋<sup>(52)</sup>）。

延宝段階の検地についてはこの他、田畠も人家もない石島に敢えて検地を実施した理由が問われたのをはじめ（菊水  
紋<sup>(53)</sup>）——直島側では運上山であるためと返答——、また石島が山利用による運上銀上納の島であるとはいえ、実態は請負  
山であつて、請け負つた村が南半のみを利用して運上銀を出しているという実情からすれば、北半の領有問題は運上銀  
上納と無関係ではないかとの指摘もあつた（葵紋<sup>(54)</sup>）。しかし結局は、岡山側が検地実施を知らなかつたことは動かしがた  
い事実とみなされ（菊水紋<sup>(55)</sup>）、老中大久保忠朝も山検地を断らなかつたのは岡山側の手落ちであるとしたのである。<sup>(56)</sup>

更に岡山側では、石島の採石跡や周辺海域における海難処理問題を証拠として申し立てるが、前者については、直島  
による石の切り出し跡が南側のみであつても、それが直ちに境界を証明するものではないと一蹴され（梅鉢紋<sup>(57)</sup>）、また後  
者の場合も、確かに海難処理の実績とそれを裏付ける裏手形は海上支配の証左として有効ではあるが、検地を上回る証  
拠にはなりえないとされたのであつた（荻原重秀<sup>(58)</sup>）。

ここで紹介したのは、審問内容のごく一部に過ぎないが、このような都合八回の詮議を通して考えてみると、評定の  
場で最も積極的に吟味の実にあたつていたのは、町奉行の甲斐庄正親であり、ついで年齢的にはもつとも若く、三奉行  
よりも一段格式の低い立場にあつた勘定吟味役荻原重秀であったと言えよう。更に町奉行北条氏平と勘定奉行稻生正照、  
及び勘定吟味役の諸星忠直にも、争論の核心に触れるような発言がみられるのだが、これに引きかえ、本件を受理した  
勘定奉行松平重良の発言は一度も確認できない。また三人の寺社奉行の場合は、前半の段階では本多正永（葵紋）の発言  
があり、戸田忠真・加藤明英についても重要な発言の「可能性」はあるのだが、後半三回の審議に限つてみると、本多

正永・加藤明英両名に關しては発言の形跡はなく、また戸田忠真にしても、一度北条氏平に同意を示しただけで終わっているのである。<sup>(60)</sup>

無論、史料 자체が必ずしも客観的とはいひ難い性格のものであり、これから評定所における各奉行の立場を類推・判断するのは早計に過ぎよう。しかしそれを割り引いて考へても、約半年に及ぶ詮議の状況をみると、本来三奉行を中心と据えた評定所審問の場にあつて、町奉行甲斐庄正親はともかくも、勘定吟味役荻原重秀が、その内実においてもむしろ正規の担当者を凌駕する発言を繰り返していたのは明らかだろう。無論、審問開始の指示や次回出廷の通告、あるいは訴訟当事者への基本的な審問のみであれば、勘定吟味役としての役目上、あるいは軽輩・若輩なればこそとみることも可能だろう。しかし重秀の発言がそれに留まらなかつたことは、先の事例からも明らかであり、ことに正保国絵図が国境確定を前提としない絵図であることを明言していることなどは、その好例である。加えて第五回目の評定で、老中戸田忠昌を前に奉行衆一同が本件に關して意見を交わす場面があるが、その場で「獵場之儀ハ墨筋、鳴之儀ハ白筋ニ分りそ<sup>(61)</sup>うニ相見候」（墨筋・白筋はそれぞれ岡山と直島の主張する境界線を示す）として、ほぼ裁判の行方を見定めたような發言をしているのが重秀であつたことも、見逃せないところであろう。

さて、このよ<sup>う</sup>な形で審議が進められる中、岡山領民は、獵場については徐々に勝訴を確信するようになつていくのだが、当初より「おくれたる儀」を指摘されていた石島に關しては、不利な進展であることを次第に感じとつていったものと思われる。それでも一時期は、「御一同ニ児嶋郡ノ申上様尤と被為思召ニテ御窺と御意被為成候御口ふりニ相聞ヘ申候」（九月十四日）とあるように、審問の様子から事態の好転を期待したらしいが、間もなく「獵場之義ハ弥理運ニ成可申と乍憚存候得共、石島山之模様悪敷罷成候」（十月二十二日）と認識せざるを得なくなるのである。

一方、直島側が裁判の行方をどのように見通していたかは不明である。しかし出訴前の段階では江戸への提訴を切望

していたにもかかわらず、早くも九月十四日（三回目）の段階で、裁判の長期化を懸念する発言がなされている。<sup>(63)</sup> 更に十一月四日には、「此度之出入いか様ニ成行候ても直島ニハ奉畏候」として、争論の結果如何よりも早期決着を願うような申し立てを行い、加えて江戸に滞在している争論当事者の減員を願つて認められている。これは基本的には訴訟費用の面で係争の維持そのものが困難になつていることの現れだが、同時に、いざ審議が開始されてみると、提出した諸証拠の不備を指摘されるなど必ずしも有利な展開ばかりでなかつたことがその一因であつたものと推測されよう。そしてすでにこの頃には、直島側でも審議の経過からみて、ほぼ裁許の結果を予測していたものと考えられるのである。

### 第三章 訴訟をめぐる藩の動向

以上のような評定所での審議を経て、元禄三年正月二十二日、幕府の裁定が下されることとなつた。結果としては、すでに審議過程でもしばしば示唆されていたように、「中藻洲」漁場については岡山側が勝訴したものの、石島については、検地帳記載と運上銀の納入という明確な根拠と現行の実績が有力な証拠となり、全島が讃岐国に帰属するものとされたのである。

岡山側では石島北半の領有を認められなかつたことに不服を残しながらも、その場で評定所の判断を覆すのは困難であろうとの判断から、この時点での異議申し立てを断念したのであった。しかし、石島問題はその後なおくすぶり続け、結局十二年後、元禄期の国絵図作成の段階で、岡山側から再び幕府評定所へ持ち込まれたのである。<sup>(65)</sup> その段階では、すでに明らかにした通り、提訴の前提として綿密なまでの事前の交渉が繰り返され、万全の体制で訴訟に臨むことになつたのであるが、それではこの元禄二年の第一回目の争論においては、幕府役人に対する事前の働きかけが、どの程度行

われたのであろうか。

争論初発の段階から、既に藩の郡方役人は直島所管の幕府代官と互いに連絡を取り合い、頻繁に折衝を行っていた。しかしこれはあくまで内済・和談のための交渉であり、江戸への提訴を前提としたものではなかつた。幕府評定所への出訴に向けた動きが確認できるのは、元禄二年になつてからのことであつて、その交渉担当者として岡山藩士大口平左衛門が抜擢されている。<sup>(67)</sup>奉公書によれば、平左衛門の実祖父は戸田氏とは知遇関係にあり、平左衛門の起用はそこに由来するものであろう。平左衛門は元禄二年六月頃からこの一件に関わるようになり、一件の経緯を知る郡方関係者から争論の詳細を聞いた上で、関係書類等を携え、七月十六日に江戸に入つている。出府した平左衛門は、江戸家老をはじめ、藩主池田綱政の弟である池田輝録（岡山支藩生坂藩主）や一族の池田友政（幕府旗本、小姓組頭）らと面談しながらその指示を受け、二十一日に江戸留守居役とともに老中戸田忠昌宅を訪れる事になる。この時、平左衛門は忠昌に対して石島一件が江戸提訴となる可能性を伝えたが、これは挨拶程度にとどまり、後日、老中の用人（取次）からの問い合わせに応える形で一件について申し入れた際も、「丹波守様（輝録）より兼て被仰付」<sup>(68)</sup>ていた通り、簡単に経過報告を行つただけであつた。<sup>(69)</sup>

実はこの時の岡山藩は、基本的に「今度山城守（戸田忠昌）殿江は御届之御口上一通りにて、公事出入之義ハ曾て不被仰入品可然」とあるように、争論の詳細は敢えて申し入れない方針をとつていたのである。これは、「御大法ニテ民之公事、領主御構不被成筈」、すなわち領民同士の民事訴訟においては、本来藩は介入しないという原則を遵守すべきだとの判断によるものであり、老中の申し入れを躊躇したのも、「何と哉覽、御国之民共品も宜様ニと思召ニ移り候」ことを懸念したことであつた。従つて、老中の「取次迄公事出入申達候事」にしても、本件に対して相手側からの尋ねがあつた場合に、初めて報告するという方針だつたのである。<sup>(70)</sup>

またこの江戸での対応について相談を受けた池田友政は、「御相組ノ内ニ加様成出入有之節ハ、御勘定頭其外奉行衆江心易手筋有之候得は、前廉ニ致物語置候」として、本件のような訴訟では事前に奉行衆への働きかけがなされうことを示唆したのであつた。あわせて友政は、最近備中の幕領代官となつた西山昌親へ内々に状況を伝えておくことが有効だろうと助言する一方、二人の幕府日付（能勢元之、小出尹明）への申し入れについては、可能であつたにもかかわらず、「被仰達候て何之益も無之事候間御無用」とあるように不必要だと判断しており、輝録もこれに同意を示している。同時に、「荻原彦次郎とのへも被仰入義不入事」として、重秀への事前交渉にも否定的であり、事実申し入れを行つた様子は見受けられないである。<sup>(71)</sup>

勿論、江戸留守居役の中には、「直島之百姓共ハ江戸へも罷下候は、手次ヲ以御奉行方江も色々可申込と被存候、然ルニ御領分之百姓共ハ一円其手筋無御座、初て江戸江罷下、御奉行様方ノ前へも罷出候ハ、理ハ乍持も道理ヲ得申披も不仕候は、無是非義ニモ存候」とあるように、<sup>(72)</sup>藩の領民達が訴訟に不慣れであることを懸念する声もあつたのだが、結局のところ、提訴前に状況報告をしたのは、老中戸田忠昌と「御心安事候」間柄であつた勘定奉行稻生正照などにとどまつた模様であり、それも「御大法」への配慮からその内容はほとんど細部に立ち入らないものだつたのである。

このような幕閣への働きかけと同時に、藩では江戸留守居役を通して町奉行甲斐庄正親の同心綿貫弥市右衛門らに対し、訴訟当事者である岡山領民への対応を依頼している。そして町奉行所に赴いた大庄屋九左衛門らは、弥市右衛門から「拙者義ハ御屋敷へ御出入仕、御家来同然之者ニ候、諸事心ヲ不置何事ニ不寄申聞せ候」と挨拶されているのだが、<sup>(73)</sup>藩の仲介は同心衆への紹介までであつて、藩役人自らが具体的に訴訟の詳細、あるいは具体的な問題について問い合わせているような形跡はみられないのである。そのことは、例えば袴を着用して訪れた九左衛門らに対して、「何もは百姓・名主共ニて候哉、百姓ノ上下着申事終ニ不承事ニ候、定て礼義正敷と存心入ニて候哉など、御笑被成候」とあることか

らも明らかなように、九左衛門らは具体的な対応について藩からはほとんど指図を受けていなかつたのである。以後、九左衛門らは返答書についても町奉行同心らの指導を受けながら詮議への準備を整えていくのであるが、この間藩役人の姿は全く窺うことができず、藩役人自身が返答書や評定所審問について直接問い合わせることもなかつた。おまけに先に示した史料にある通り、評定所に出廷した領民達が、審議開始後二ヶ月近くも担当奉行の判別に苦慮していたにもかかわらず、その判別方法を特別指示したような形跡も見えないのである。勿論、評定所審議期間中は、三人の郡奉行及び郡方吟味役河原左助らは江戸で待機していた。しかし郡奉行は「胸上村之者共と出会不申様」とあるように訴訟当事者との接触は敢えて避ける形をとり、わずかに郡方吟味役河原左助が「折々町江罷出、胸上村之者口ヲ承」<sup>(75)</sup>り、情報を得ていていたのである。

以上のように、第一回目の江戸訴訟に先立つ事前交渉や審問段階での対応をみると、諸証拠の収集等の問題は別としても、江戸提訴というレベルの問題については、岡山藩では敢えて必要以上の介入を避け、あくまでも一方下がつた形を保つていたのであつた。

ではそのような中で、藩側はどこまで評定所審議の内実と行方を的確に把握しえたのであろうか。国元に対しても送付された郡奉行及び吟味役からの報告をみると、まず中藻洲漁場については、すでに初回の審問状況から「児嶋之八分之利」と見ており、漁場争論に関しては当初より勝訴を確信していたようである。その一方で、石島に関しては、正保国絵図の証拠としての有効性に疑義を出されたことと、初回の吟味にあたつた両名（藤丸紋・万字紋）が「御詮義つよく被仰（中略）、児嶋ノ非ヲ御そだて被遊度模様」、あるいは「直島者ヲ御引候様ニ有之」とあるように、直島寄りの発言をしているとみられたところから、危機感と焦燥を隠すことができなくなつていて、しかし具体的な対応策の問題となると、江戸家老及び留守居役・郡奉行・郡方吟味役などで検討を重ねながらも、領民らに証拠を言い残さないようにと指導す

る以上の名案はなく、「近日之内ニ御公儀之御内寄合ニ御壺人にも古キ御国絵図証拠ニ不成トノ儀ハいか、可有御座哉、<sup>(78)</sup>など、御評判も若御座候ハ、児嶋之十分勝ニ罷成可申」あるように、幕府の奉行衆の中で国絵図の有効性を強調する声が上ることを期待するしかなかつたのである。

このように岡山側にとつては不利な方向で出発した石島審議であつたが、九月十四日の詮議で多少事態が好転したことについて、河原左助は「石嶋之儀、甲斐庄飛驒守殿・北条安房守殿・荻原彦二郎殿別てのミコミ被遊様子」と伝えると同時に、この十四日の段階で詮議もほぼ終了したものとの予測を示しているのである。これは、町奉行同心が岡山領民に対し老中出座の式日に審議があつた後、再び式日出廷を指示された場合は「公事専不明」であるが、「立会ニ罷出候へと被仰渡時ハ公事相済、絵図ヲ御渡シ被成ニ相極」と説明したことに基づく判断であつた。<sup>(80)</sup>すなわち九月二十二日に老中大久保忠朝の立会い審議を受けた後、いわゆる立会日である二十五日に出廷を命じられたことから、すでに審議終了と解釈したのである。

しかし現実には、本件はその後残る三人の老中すべての審問を受けることになり、一ヵ月余で結審するとの藩の予測をはるかに越えて、約五カ月を要したのであつた。またその後の石島審議は岡山側にとつて芳しくない進展状況であつたのだが、藩側では領民から「模様悪敷」との報告を受けた後でも、なお「石嶋山も児嶋へ可被仰付」、あるいは「御国絵図之通ニ可被仰付」との期待を持ち続けている。さらに裁許の遅れについても、むしろ「相延申義ハ近キ御検地より久敷御国絵図之通重キ様ニ被思召、御詮義も重り申かと乍憚奉存候」としていよいよ、<sup>(81)</sup>岡山側にとつて有利な判断材料として考えようとしていた様子を窺いうるのである。勿論、これは単に勝訴を確信していたというよりも、長引く審議に対する不安の裏返しであつたことは明らかであろう。しかしこれは当時の岡山藩が結審時期、あるいは裁許結果に對して、確實な見通しを立てられない状況にあつたことの証左であり、領民からの報告を唯一の情報源とする体制では、

所詮限界があつたことを示していたといえよう。

この第一回目の訴訟の結果は、岡山側にとつては少なくとも石島に関する限り不満を残すものでしかなかつた。そしてこの経験はやがて、「御大法」に対する遠慮が、結局正保度の備前国絵図の「尊嚴」を傷つけたのみならず、石島北半分の喪失を招いたという認識に結びつくこととなり、民事訴訟に対する藩の介在のあり方に変更を迫ることになつたものと推測されるのである。

### 結びにかえて

以上、元禄二年段階における「石島一件」について、評定所の審問過程と岡山藩側の対応のあり方を中心に検討してきた。この岡山藩の対応状況を元禄十五年段階と比較してみると、同じ島を対象とした争論でありながら、「御大法」を理由に消極的な介入にとどまつた一回目の争論に引きかえ、第二回目の場合は民事訴訟とはいながらも、本質的には正しく全面的に藩の主導の下におかれていたわけであり、両者の間には格段の差異があつたのである。<sup>(84)</sup> また第一回目の提訴から裁許に至るまでの経過をみると、当事者である岡山領民らの戸惑いと不安は隠すべくもなかつた。例えば評定所出廷直前に町奉行同心から返答書の不備を指摘されたり、<sup>(85)</sup> 証議のさなかに審問担当の奉行から「直嶋之者ハ口上手ニテ御座候、備前之者ハ口下手ニ御座候」と評される一幕などもあり、<sup>(86)</sup> 岡山領民は訴訟準備の点でも、また訴訟技術の上でも万全の体制とはいひ難い状態におかれていたのである。

しかしこの「石島一件」の係争経験を通して、岡山藩は「支配違ひ」の民事訴訟における事前交渉の必要性を痛感することになった。勿論「再訴」という意味では二回目の方がはるかに困難な現実問題をかかえていたわけであつて、第

一回目のような控え目な事前折衝では、再訴を認めないとする幕府の原則を突破することなど、到底不可能だつたのである。<sup>(87)</sup> そのような中で、「御大法」遵守もさることながら、藩レベルでの介入の重要性が認識され、同時にそれが争論の帰趨を決定づける大切な要素とみなされるようになつていつたものと考えられよう。以後、岡山藩では民事訴訟に向けて幕府関係者への綿密な事前交渉と、訴訟の行方についての詳細な打診を行うようになり、後に同じく岡山藩と讃岐国高松藩の間で争われた享保年間の争論「大曾瀬・大槌島一件」における対応のあり方にも、結びついていつたのであつた。<sup>(88)</sup> その意味では、この元禄二年段階の「石島一件」は、その後の民事訴訟に対する藩の方針を定着させていつたひとつの一機だつたのである。

また再訴に向けて画策していく過程で、岡山藩は可能な限りの人的ルートを駆使して幕府関係者への接近をはかつていくのだが、とりわけ荻原重秀・諸星忠直の両者への接触が試みられている。その背景には、何よりも当時の岡山藩にとって勘定所関係の幕府役人とは比較的折衝が容易であつたという事情<sup>(89)</sup>と、両名が直接元禄二年の審問に関わっていたという事実があつたのは確かだが、同時にこの時の詮議の状況から窺いうる両者の力量の問題とも、無関係ではないであろう。中でも「万留帳」記載から浮かび上がつてくる荻原重秀の姿は、岡山側にとつて甲斐庄正親と並んで際だつた存在だったのである。しかもそのうちの一人、正親がすでに死去しているとなれば、岡山藩が荻原重秀との折衝を重視し、彼の理解と援助を大きな鍵と考えるに至つたのはむしろ当然の帰結であろう。すなわちこの第一回目の評定の場での経験が、再訴という困難な第二回目訴訟において、荻原重秀の助力に全面的に依拠していく一因となつたものと推測されるのである。

注

178(23) 「石島一件」をめぐる幕府の審問過程

- (1) 支配違の争論については、原則として双方の領主には裁判権利はなく、通例幕府評定所において裁定される問題であつた（平松義郎「近世法」、『岩波講座日本歴史』卷一一、一九七六年）。
- (2) 「元禄期の備讃国境争論」（『史艸』一三号、一九八一年）
- (3) すでに前稿で紹介したところであるが、これら的一件史料は、元来評定所における岡山領民の主張を支える諸証拠書類として収集・整理されたものと思われる史料が少くない。なお、とくに断らない限りは、いずれも岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵の史料である。
- (4) 『備讃の国境物語』（西日本法規出版、一九八八年）
- (5) 石島山漁場出入口上之留 元禄二年閏正月二十六日 覚書写。岡山藩郡役人の指摘によれば、八十四年前、池田輝政の頃にも、「京ノ上臍島」をめぐる争論があつたとされている。
- (6) 京ノ上臍島子ノ瀬出入ニ付直島と胸上村と書状之取遣りノ扣
- (7) 石島山直島ニ係ル胸上庄村善右衛門外口上書写シ其外書付共
- (8) 石島山堺出入ニ付直島と胸上村と書状之取遣り之扣
- (9) 石島山出入口上書
- (10) 小早川欣吾『近世民事訴訟制度の研究』四八五頁（有斐閣、一九五七年）
- (11) 石島山漁場出入口上ノ留 寅ノ八月四日書状
- (12) 直島と胸上村漁場一件ニ付後藤覚右衛門殿手代江服部与三右衛門より照会書類写等（以下、「照会書類写等」と略す）巳ノ二月五日書状
- (13) 論所絵図については、三月時点では、岡山藩の郡奉行あるいは代官手代などが立会つた上で調査が行われ、五月にはその絵図が完成している（「石島山出入口上書」巳五月十五日書状）。
- (14) 照会書類写等 巳ノ六月二十三日書状
- (15) 大口平左衛門奉公書。六月時点から江戸訴訟に向けての準備が開始されている。
- (16) 直島と胸上村漁場山出入付双方百姓江戸江罷下節万留帳（以下、「万留帳」と略す）
- (17) 石井良助『近世民事訴訟法史』一一一頁（創文社、一九八四年）

- (18) 平松前掲論文。また、第二回目の場合は、元禄十五年閏八月朔日に出訴、同六日に「裏書」を受けているが、出廷日は十  
月六日とあり、約二ヶ月の猶予がみられている。
- (19) 石島山出入口上書 己五月十五日書状
- (20) (21) (22) (23) 万留帳
- (24) 岡山側領民の出廷者は、基本的に大庄屋の波知村九左衛門、小串村徳太夫、胸上村小兵衛の三名である。なお胸上庄村屋  
七左衛門は、十二月二十二日の審問まで評定所には姿をみせていないが、これは「病中」のためであつたという〔万留帳〕  
己十一月十二日)。
- (25) 年齢注記がなされているのは、八月二十九日の前半のみである。
- (26) 『憲教類典』四ノ五
- (27) この他、大目付、目付、若年寄、京都所司代などの出座もありうるが、この中には該当紋を家紋とする人物もいなかった  
め、除外しても差し支えないと考える。また、替え紋についても特に問題となりそうな事例がないので省略した。
- (28) なお、元禄三年正月二十二日の裁許時にみられる「沢潟紋」の人物は、評定所役人の一人と思われるが、現時点では確定  
できない。
- (29) 実際は三十二才であるが、児嶋領民には「御歳四十ばかり」と映っている。
- (30) 津田重二郎宛服部与三右衛門書状 九月七日
- (31) 十七世紀後半の段階では、式日(四日・十二日・二十二日)、立会(六日・十四日・二十五日)、内寄合(九日・十八日・  
二十七日)と定められている(石井前掲書一二三三頁)
- (32) 元禄四年武鑑(『大武鑑』二六〇頁、名著出版)
- (33) 「上藤」を家紋とする家が多いのに加えて、加藤明英・諸星忠直の両名の場合も、親の代には「上藤」を使用している時  
期があるため、なお検討を要するところであろう。
- (34) 津田重二郎宛服部与三右衛門書状 九月七日
- (35) 小早川前掲書 三七六頁
- (36) 万留帳 己十一月二十五日
- (37) (38) (39) 同 己八月二十九日

(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)
万留帳	万留帳	万留帳	万留帳	岡山藩の郡方関係者は藤紋の発言の多くを諸星忠直とみなしており、そうであつたとすれば、忠直の存在も見逃せないと ころである。	石島山出入口上書	石島山出入口上書	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
已九月十四日	已九月十四日	已十月十二日	已十一月四日	已九月六日	已九月六日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
已十一月四日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
已九月二十二日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
已十一月四日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
万留帳	万留帳	万留帳	万留帳	岡山藩の郡方関係者は藤紋の発言の多くを諸星忠直とみなしており、そうであつたとすれば、忠直の存在も見逃せないと ころである。	石島山出入口上書	石島山出入口上書	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
已九月十四日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九月七日																						

万留帳 已九月十四日。直島領民は「遠国より参、永々逗留迷惑ニ奉存候」と申し立てている。

(64) 訴訟費用は、当事者負担が原則であつた（小早川前掲書 四一五頁）。

前掲拙稿

(65) (66) (67) 江戸より参候書状ノ写シ 己七月二十六日書状

大口平左衛門奉公書

(68) 同右。平左衛門の実祖父牧村權右衛門は、「戸田因幡殿御懇意ニテ参州田原江引込罷有候」とあるように、戸田忠昌の父忠能とは懇意な間柄であり、忠能の所領田原に在住していた模様を窺える。平左衛門が忠昌への使者を命じられたのもこの由縁によるものであろう。

(69) (70) (71) 江戸より参候書状之写シ 己七月二十六日書状

(72) 同右。江戸留守居役の吉崎甚兵衛は、この点について懸念を表明している一人であつた。

(73) (74) 万留帳 八月覚

(75) 河原左助奉公書。また郡奉行である服部与三右衛門・尾関弥五左衛門らの「奉公書」からも、江戸において領民たちと直接接觸している様子は窺えないところである。

(76) (77) 津田重二郎宛河原左助書状 九月二日

(78) 津田重二郎宛河原左助書状 九月七日

(79) 同 九月十六日

(80) 同 九月二十二日

(81) 同 十一月二十五日

(82) 同 十二月八日

(83) 正保国絵図は藩祖光政の手になる絵図であり、その記載に疑義を投げかけられたことは、岡山藩にとつて大問題であつた。岡山藩側が、国絵図記載を重視していたことは、一連の「石島一件」史料をみても明かなところであり、同時に再訴に

向けての交渉段階においても、正保備前国絵図はきわめて厳正な調査結果に基づくものであることが、随所で強調されることがある。

(84) 前掲拙稿。第二回目の再訴訟に至るまでの経緯についてはすでに明らかにしたところがあるので、ここでは繰り返さない

が、この時、岡山藩では可能な限りの人的関係を駆使して幕府関係者の意向をさぐり、入念なまでの下準備の上に江戸提訴を実現させている。

(85) 万留帳 巳八月二十六日

(86) 同 巳九月二十二日

(87) 事実、元禄十五年の争論において、岡山側は特筆すべき新証拠を出していいるわけではなかつた。極論すれば、第一回目の裁許における不備——判断の下されなかつた小島の帰属問題——や、直島側提出の絵図の欠点などを論拠に、既出の諸証拠を整合的に結び付けることによつて岡山側の主張の正当性を高めていつたに過ぎないのであつて、それを可能にしたのは、藩権力による事前交渉の結果に他ならなかつた（前掲拙稿参照）。

(88) 「享保期における備讃国境争論」（『史艸』三五号、一九九四年）

(89) 前掲拙稿、及び「杉山善左衛門略歴」（『湘南国際女子短期大学紀要』二号、一九九四年）

(90) 『寛政重修諸家譜』卷五八八。正親はすでに元禄三年に死去。

〔附記〕

史料の閲覧にあたつては、岡山大学附属図書館及び早稲田大学中央図書館マイクロ資料室に大変お世話になつた。あらためて謝意を表したい。